

【医療 DX 推進体制整備加算】

当院ではより質の高い医療提供するため以下の取り組みを行っております。

正確な情報を取得・活用するため、皆様にはマイナ保険証によるオンライン資格確認のご協力をお願いしております。

- ・ オンライン診療報酬請求の実施
- ・ オンライン資格確認を行う体制
- ・ 受診歴・薬剤情報・特定健診情報その他必要な情報を取得・活用しての診療
- ・ 医療 DX の推進のため電子処方せんの検討
- ・ マイナ保険証利用について十分な実績を有している
- ・ マイポータブルの医療情報に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる

これからの取り組みにより、国が定めた診療報酬算定要件に基づき、診療報酬点数を以下の通り算定いたします。

■ 医療 DX 推進体制整備加算（初診時） : 11 点

■ 医療情報取得加算

初診 医療情報取得加算 : 1 点

再診 医療情報取得加算（3 ヶ月に 1 回） : 1 点

■ 明細書発行体制加算 : 1 点

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。

■ 一般名処方加算 : 2 点

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般名処方によって必要な医薬品が提供しやすくなります。

